

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本務第1486号  
令和元年8月28日  
宮城県警察本部長

県警察職員と利害関係者等の間における規制等について（通達）  
見出しのことについては、「県警察職員と利害関係者等の間における規制について（通達）」（平成17年6月1日付け宮本務第530号）に基づき運用してきたところであるが、公務員関係法令の遵守、公務に対する信用等の確保等の観点から、地方警察官が職務外で講演等を行う場合においては、講演等の依頼元が利害関係者であるか否かなどにかかわらず、その概要等についてあらかじめ届出を行うこととされたことなどから、県警察職員（以下「職員」という。）についても利害関係者等との接触に関する規制等を下記のとおり改め、令和元年9月1日から運用することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

## 1 利害関係者の定義

この通達において、「利害関係者」とは、職務として携わる事務の相手方のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 許認可等を受けて事業を行っている事業者等若しくは個人、許認可等の申請をしている事業者等若しくは個人又は許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等若しくは個人
- (2) 補助金等の交付の対象となる事業者等若しくは個人、補助金等の交付の申請をしている事業者等若しくは個人又は補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等若しくは個人
- (3) 立入検査、監査又は監察を受ける事業者等又は個人
- (4) 不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は個人
- (5) 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人
- (6) 事業の発達、改善及び調整に関する事務の対象となる事業を行っている事業者等
- (7) 契約を締結している事業者等若しくは個人、契約の申込みをしている事業者等若しくは個人又は契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等若しくは個人

## 2 利害関係者との間における禁止行為

- (1) 職員は、利害関係者との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。
  - ア 金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典、供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
  - イ 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は

は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

ウ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

エ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

オ 未公開株式を譲り受けること。

カ 供応接待を受けること。

キ 共に遊技又はゴルフをすること。

ク 共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

ケ 利害関係者に要求して、第三者に対して前記アからクまでに掲げる行為をさせること。

コ 利害関係者からの依頼に応じた講演、討論、講習若しくは研修における指導、知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の番組への出演（以下「講演等」という。）に伴う報酬を受けること。

(2) 前記(1)の規定にかかわらず、職員は、利害関係者との間で、次に掲げる行為を行うことができる。

ア 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

イ 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

ウ 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

エ 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

オ 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

カ 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

キ 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

(3) 前記(1)の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

### 3 禁止行為の例外

職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。）がある者

であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、その行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前記2-(1)(ケを除く。)に掲げる行為を行うことができる。

#### 4 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

(1) 職員は、利害関係者に該当しない事業者等又は個人であっても、その者から供応接待を繰り返し受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(2) 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等又は個人にその者の負担として支払わせなければならない。

#### 5 利害関係者と共に飲食をする場合及び講演等を行う場合の届出

(1) 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、利害関係者等との飲食に関する届出書(別記様式)により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後速やかに届け出なければならない。

ア 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食するとき。

イ 私的な関係のある利害関係者と共に飲食する場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係のある者であって利害関係者に該当しない者が負担するとき。

(2) 職員は、職務外で講演等を行おうとする場合は、講演等の依頼元が利害関係者に該当するかどうかにかかわらず、その概要等について、あらかじめ届出を行い、必要に応じて適切に指導・助言を受けること。

届出については、講演等の依頼元の氏名、名称及び役職、講演等の日時及び場所等、必要な事項を届け出ること。

(3) 前記(1)及び(2)の規定による届出については、宮城県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令(平成16年宮城県警察本部訓令第12号)に規定するそれぞれの者に行うものとする。

ア 所属長(地方警務官を除く。) 総括サービス管理官

イ 所属長以外の職員 サービス管理官

#### 6 サービス管理官等への相談

職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することが困難な場合又は利害関係者との間で行う行為が禁止行為に該当するかどうかを判断することが困難な場合には、総括サービス管理官、サービス管理官又は上司に相談するものとする。

#### 7 違反に対する処分等

前記2、4及び5の規定に違反する行為に対する懲戒の取扱いについては、宮城県警察職員分限及び懲戒取扱規程（平成14年宮城県警察本部訓令第13号。以下「懲戒規程」という。）の定めるところによるものとする。この場合において、懲戒規程第9条及び第10条に規定する事実の調査については、監察官が服務管理官及び総括服務管理官と連携して行うものとする。

別記様式

利害関係者等との飲食に関する届出書	
年 月 日	
殿	
所 属	
官 職	
氏 名	
飲食を共にする 利害関係者等	(氏名)  (所属・役職)  (職務との関係)
飲食をする 日時・場所	(日時)  (場所の名称・住所)
飲食に要する費用 ・費用を負担する者	(飲食に要する費用の額 (正確な額が明らかでない場合は、概算額) )  (費用を負担する者の氏名又は名称)  (所属・役職)
利害関係者以外 の者の有無・人数	(有・無)  (人数)
その他参考事項	